

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、医療介護総合確保法に基づく県計画における事業を行う者が行う当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付額の算定方法）

第2条 本補助金は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、同表第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（同表第4欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表第5欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を交付額とする。

（交付の対象外経費）

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業の実施について適当と認められない費用

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2の第2欄に掲げるとおりとする。
- 3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。
- 4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分等する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額における20パーセント以内の金額の変更をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、事業の目的、事業主体及び補助金の額のいずれの変更を伴わない計画の細部の変更のみであって、かつ別表1の第6欄に掲げるもの以外のものとする。

(変更承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の変更（中止・廃止）の内容及び理由を記載した書類
- (2) 第4条第2項に掲げる書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、別表2の第3欄に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第4条第4項のただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

5 第4条第4項のただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第9条第1項に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第11号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は様式第12号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第17条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその從物並びに取得価格の単価が50万円以上（補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上）の備品とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月21日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行し、令和6年4月1日以後に行う事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ICT地域医療・介護連携推進支援事業	一般社団法人徳島県医師会	ICT地域医療・介護連携推進支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
口腔ケア連携事業	(1)地方独立行政法人徳島県鳴門病院	(1)口腔ケア継続支援事業に係る費用 歯科医師・歯科衛生士等の配置に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び借損料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2以内	
	(2)一般社団法人徳島県歯科医師会	(2)口腔ケア連携強化事業に係る費用 口腔ケア連携強化事業運営に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、診療報酬分を除いた額とする。	10/10以内	
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	一般社団法人徳島県医師会	在宅医療支援のためのかかりつけ医研修の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2以内	1/3以内 (公的医療機関に対しては2/3以内)
訪問看護体制支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	センター運営・各事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
在宅歯科医療連携室運営事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う医療機関の開設者	分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1 分娩当たり 10,000円	1/3以内 (公的医療機関に対しては2/3以内)	

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新生児医療担当医確保支援事業	NICU設置医療機関	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当手当）	新生児1人当たり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	1/3以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業を実施する医療機関等の開設者	(1)新人看護職員研修事業 ①研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） ②教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当） (2)医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費	新人看護職員等が1名のとき440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円) 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922千円) 新人看護職員等5名以上の場合5名ごとに215千円	1/2以内 1/2以内	

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護師等養成所運営等事業	県内看護師等養成所(三好市医師会准看護学院、医療法人敬愛会准看護学院等)	看護師等養成所の運営に必要な経費（教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金、へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費）	養成所 1箇所当たり単価8,080千円 + (生徒数×生徒1人当たり単価) ×調整率 ※生徒1人当たり単価：13,100円 ×当該年度の4月15日現在学生数又は生徒が実在する学年の定員 ※調整率：看護師等養成所の定員数による。(定員80人以下の場合は1.04) ※へき地加算 1校当たり上限973千円 ※看護職員確保過疎地域加算 1校当たり500千円	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
病院内保育所運営補助事業	医療機関等の開設者(公立・公的以外)	病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料	①基本額 A型特例1人×180,800円×12月(運営月数)-保育料収入相当額×負担能力指數 A型 2人×180,800円×12月(運営月数)-保育料収入相当額×負担能力指數 B型 4人×180,800円×12月(運営月数)-保育料収入相当額×負担能力指數 B型特例6人×180,800円×12月(運営月数)-保育料収入相当額×負担能力指數 *保育料収入相当額…24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額(上限人数あり) *負担能力指數による調整率…設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の前々年度の決算における剩余金等により算出(0.6、0.8、1.0の3段階) ②加算額 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数 病児保育を行っている施設 187,560円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数	2/3以内	

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
小児救急医療体制整備事業	(1)次に掲げる医療機関の設置者 県立中央病院、徳島赤十字病院、つるぎ町立半田病院、県立三好病院 (2)各市町村	小児救急医療拠点病院の運営、小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	(小児救急医療拠点病院運営事業) 1か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする (常勤の体制) (1) $35,926\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$ (2) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上)）を手当している場合に限る。） $3,520\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$ (オンコール体制) (3) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 $12,403\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$ (小児救急医療支援事業) 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり $26,310\text{円} \times \text{診療日数}$ (2) 休日C 1地区当たり $13,150\text{円} \times \text{診療日数}$ (3) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金（時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上)）を手当している場合に限る。） 1地区当たり $19,782\text{円} \times \text{診療日数}$ (4) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。） 1地区当たり $14,838\text{円} \times \text{診療日数}$ (オンコール体制) (5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 1地区当たり $13,570\text{円} \times \text{診療日数}$	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの

別表 1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
救急医療等「総合力」向上事業	一般社団法人徳島県医師会	多数傷病者発生時の対応に係る各種研修会の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
二次救急医療体制確保支援事業	救急告示医療機関（三次救急医療機関を除く）	救急患者受入のため必要となる給料及び職員手当	診療時間外（平日夜間・休日）における救急患者受入1件当たり1,000円	10/10以内	
後方支援機関への搬送体制支援事業	徳島赤十字病院及び徳島県立中央病院の開設者	医師同乗のうえ、救急自動車（モービルICU等）を用いて患者を搬送する際に必要となる給料、職員手当、燃料費及び委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2以内	
看護師等養成所支援事業	看護師等養成所	(1)スクールカウンセリングに係る報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	(1) 1校当たり上限1,000千円	10/10以内	
		(2)専任教員養成講習会等受講に係る受講料	(2) 1校当たり上限200千円	10/10以内	
看護職員勤務環境改善推進事業	医療機関等の開設者	勤務環境改善のための看護管理者の補助者導入に必要な経費（看護管理者の補助者的人件費（給料、諸手当、共済費等）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	看護管理者の補助者1名当たり上限2,000千円	10/10以内	
退院支援担当者配置等支援事業	医療機関等の開設者	退院支援担当者の配置に必要な給与費（給料、諸手当、法定福利費）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（退院支援担当者の知識習得に係る研修に限る。）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2以内	
在宅医療・介護連携サポート事業	医療機関等の開設者	24時間受付窓口に係る事務消耗品等、後方支援病院ネットワークに参加する医療機関や後方支援病院ネットワークを利用する医療機関との連絡調整に係る会議費用、24時間受付窓口の受付担当者的人件費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	医療機関の開設者	(1)施設整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、改築等に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換を進めるため必要な新築、改築等に伴う備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
看護職員キャリアアップ支援事業	認定看護師教育課程を設置する大学	認定看護師教育課程の設置・運営のために必要な経費(人件費(給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金))、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
	医療機関等の開設者	専門看護師認定登録試験及び登録に必要な経費(審査料、認定審査受験のための旅費、認定期料) 認定看護師養成研修への派遣等に要する経費(受験料、入学金、授業料(受講料)、実習費、教材費、旅費、宿泊費、役務費、認定審査料、認定期料、代替看護職員の賃金・諸手当) 専門・認定看護師による講習会実施支援事業に必要な経費(人件費、手当、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、使用料及び賃借料) 看護師を対象とした特定行為研修への派遣等に要する経費(受講料、実習費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、代替職員に必要な賃金・諸手当)	1人当たり上限200千円 ①A課程 1人当たり上限2,400千円 ②B課程 1人当たり上限3,600千円 1回当たり上限100千円 1名当たり上限1,200千円	10/10以内 1/2以内 10/10以内 1/2以内	
看護職員就業確保支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	多機関による看護職確保推進事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新任訪問看護師等人材確保事業	訪問看護ステーション等の開設者	べき地における新任訪問看護師等の人材確保に必要な給料、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。）及び共済費	①新卒者（看護師等学校養成所を卒業し、初めて就業する者、または、卒業後の就業期間が1年未満の者） 1人当たり上限 1,500千円 ②新卒者翌年度フォローアップ（前年度に①に該当し、引き続き訪問看護に従事した者） 1人当たり上限 600千円 ③新任者（看護師等の就業経験はあるが、訪問看護に従事したことのない者で、①を除く） 1人当たり上限 800千円	10/10以内	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
心身障がい者（児）歯科診療対応力強化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	心身障がい者（児）歯科診療対応力強化事業 障がい児（者）歯科医療対応力強化事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
心身障がい者（児）歯科診療全身麻酔体制整備事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	(1)施設整備費 口腔保健センターにおける全身麻酔等の治療を行う体制整備に必要な改築等に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 口腔保健センターにおける全身麻酔等の治療を行う体制整備に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	2/3以内	
小児在宅医療提供体制構築支援事業	一般社団法人徳島市医師会	小児在宅医療提供体制の構築に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	一般社団法人徳島県薬剤師会	地域包括ケア・在宅医療推進を担う薬剤師の人材育成に関する研修の実施及び在宅医療を支える薬局の体制整備に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
歯科医療従事者養成確保事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科医療従事者養成確保事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会場に設置する保育室に係る費用、委託料）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	

別表1

1 補助事業	2 交付対象者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
地域医療勤務環境改善体制整備事業	国が定める一定の要件を満たす医療機関の開設者	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に要する経費 新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費、給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費・手数料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内 (資産形成に係るものに対する補助率は1/2以内)	次のいずれかに該当するもの ・機能を著しく変更するもの ・建物の設置場所を変更するもの ・建物の規模、構造又は用途を著しく変更するもの
地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	国が定める一定の要件を満たす医療機関の開設者	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に要する経費 新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費、給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費・手数料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内 (資産形成に係るものに対する補助率は1/2以内)	
勤務環境改善医師派遣等推進事業	国が定める一定の要件を満たす医療機関の開設者	別に県が定める医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	
女性医師等就労支援事業	医療機関の開設者	(1)医師就労環境改善支援事業 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師の育児参加のために必要となる代替職員の人事費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2以内	
	学会・講習会等の主催者	(2)講習会等託児所設置支援事業 県内で開催する専門医の取得、更新に必要な学会・講習会等において託児所の設置に要する経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、旅費、使用料及び賃借料、委託料）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10以内	

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類（第4条、第7条関係）	3 実績報告書添付書類（第8条関係）
ICT 地域医療・介護連携推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
口腔ケア連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
訪問看護体制支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
在宅歯科医療連携室運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
産科医等確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類（第4条、第7条関係）	3 実績報告書添付書類（第8条関係）
新生児医療担当医確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
新人看護職員研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
看護師等養成所運営等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
病院内保育所運営補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
小児救急医療体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
救急医療等「総合力」向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書（様式第4号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書（様式第9号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
二次救急医療体制確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類（第4条、第7条関係）	3 実績報告書添付書類（第8条関係）
後方支援機関への搬送体制支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
看護師等養成所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
看護職員勤務環境改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
退院支援担当者配置等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
在宅医療・介護連携サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）計画書（様式第3号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書（様式第4号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・契約書の写し等（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）実績報告書（様式第8号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書（様式第9号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・契約書の写し（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料
看護職員キャリアアップ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類（第4条、第7条関係）	3 実績報告書添付書類（第8条関係）
看護職員就業確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
新任訪問看護師等人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
心身障がい者（児）歯科診療対応力強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
心身障がい者（児）歯科診療全身麻酔体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）計画書（様式第3号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書（様式第4号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・契約書の写し等（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）実績報告書（様式第8号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書（様式第9号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・契約書の写し（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料
小児在宅医療提供体制構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料
歯科医療従事者養成確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。

別 表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類（第4条、第7条関係）	3 実績報告書添付書類（第8条関係）
地域医療勤務環境改善体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）計画書（様式第3号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書（様式第4号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・契約書の写し等（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）実績報告書（様式第8号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書（様式第9号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・契約書の写し（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料
地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）計画書（様式第3号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書（様式第4号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・契約書の写し等（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）実績報告書（様式第8号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書（様式第9号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・契約書の写し（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料
勤務環境改善医師派遣等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）計画書（様式第3号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）計画書（様式第4号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・契約書の写し等（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）実績報告書（様式第8号） ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業（設備整備）実績報告書（様式第9号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・契約書の写し（事業費の積算に係るもの） ・その他参考となる資料
女性医師等就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調（様式第2号） ・収支予算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書（様式第7号） ・収支決算書（見込書）抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び8号、9号については、必要に応じて作成するものとする。